

教育・保育提供区域の考え方について

平成26年1月

川越市

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することができる。
- 中核市の場合は、幼保連携型認定こども園及び保育所の認可の際に行われる需給調整の判断基準ともなる。

◇◆◇ 区域設定にあたり留意すべきポイント ◇◆◇

Point① 事業量の調整単位として適切か	<ul style="list-style-type: none">・ 区域内の児童数や面積は適切な規模か。・ 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。・ 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。
Point② 事業の利用実態を反映しているか	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者の移動状況を踏まえているか。・ 設定した区域内で事業のあっせんが可能か。・ 現在の事業の考え方とマッチしているか。

2 教育・保育提供区域の運用イメージ

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。仮に行政区を選択すると、12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載
 3～5歳・教育のみ（1号）
 3～5歳・保育あり（2号）
 0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

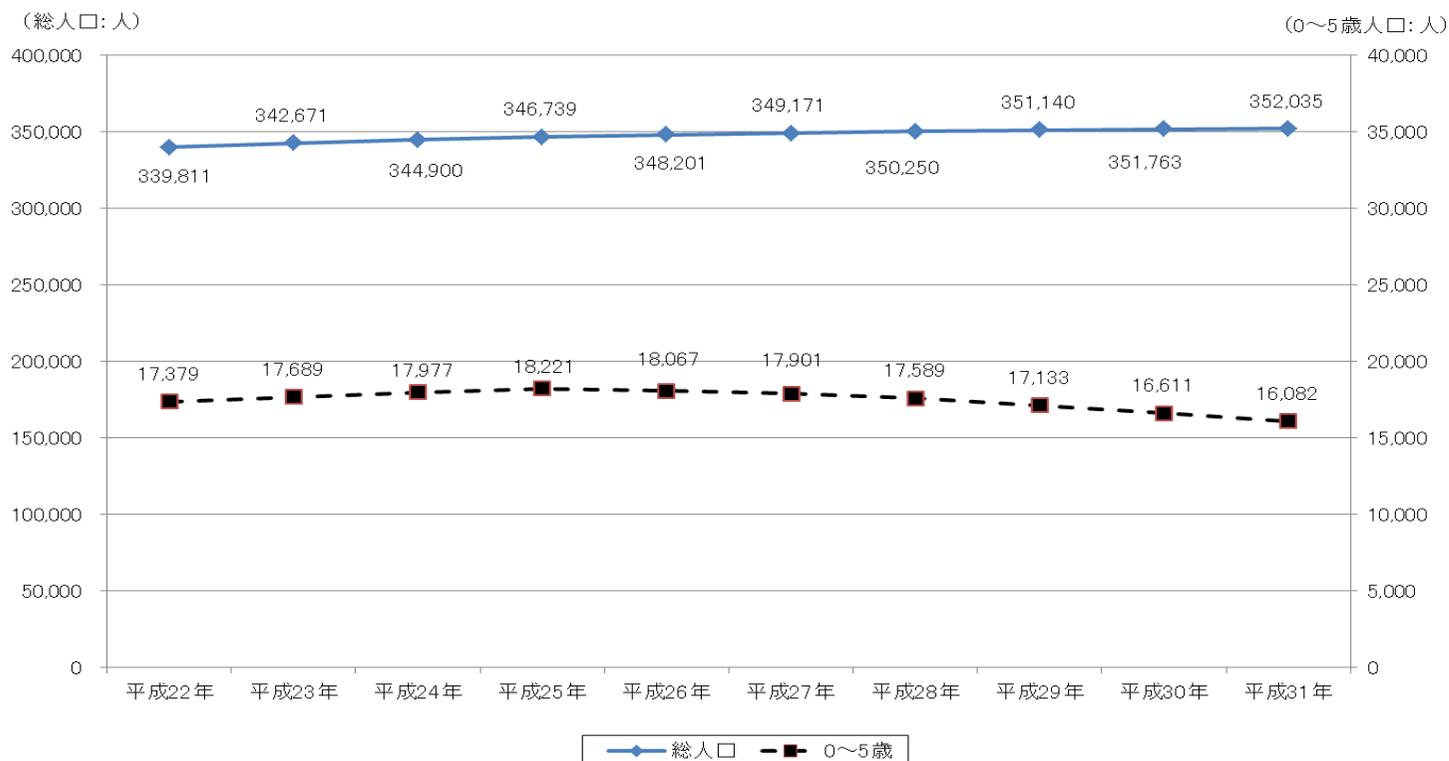
量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ			1年目			2年目			...	5年目			
			3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	
A区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	300人	200人	200人	
	②	確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育園)	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	180人
			地域型保育事業	—	—	20人	—	—		30人	—	—	30人
	②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人		0	0	10	
B区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	...	200人	220人	180人	
	②	確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育園)	200人	220人	100人	200人	220人		130人	200人	220人	130人
			地域型保育事業	—	—	50人	—	—		50人	—	—	50人
	②-①		0	0	▲30人	0	0	0		0	0	0	

(子ども・子育て支援事業)

地域子育て支援拠点事業		1年目	2年目	...	5年目
A区域	①量の見込み	200人(2か所)	200人(2か所)	...	200人(2か所)
	②確保の内容	200人(2か所)	200人(2か所)		200人(2か所)
	②-①	0	0		0

3 人口推計結果（参考値）

コーホート要因法による人口推計の結果を見ると、総人口が増加しているにもかかわらず未就学児童数は減少傾向となっています。平成25年をピークに、平成31年には16,082人と2,139人の減少と予測されます。なお、この要因としては、若年者の減少による出生数の減少が考えられます。



単位：人（各年1月現在）

	実績				推計					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	339,811	342,671	344,900	346,739	348,201	349,171	350,250	351,140	351,763	352,035
0～5歳	17,379	17,689	17,977	18,221	18,067	17,901	17,589	17,133	16,611	16,082
総人口に占める割合	5.1%	5.2%	5.2%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	4.9%	4.7%	4.6%

※コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

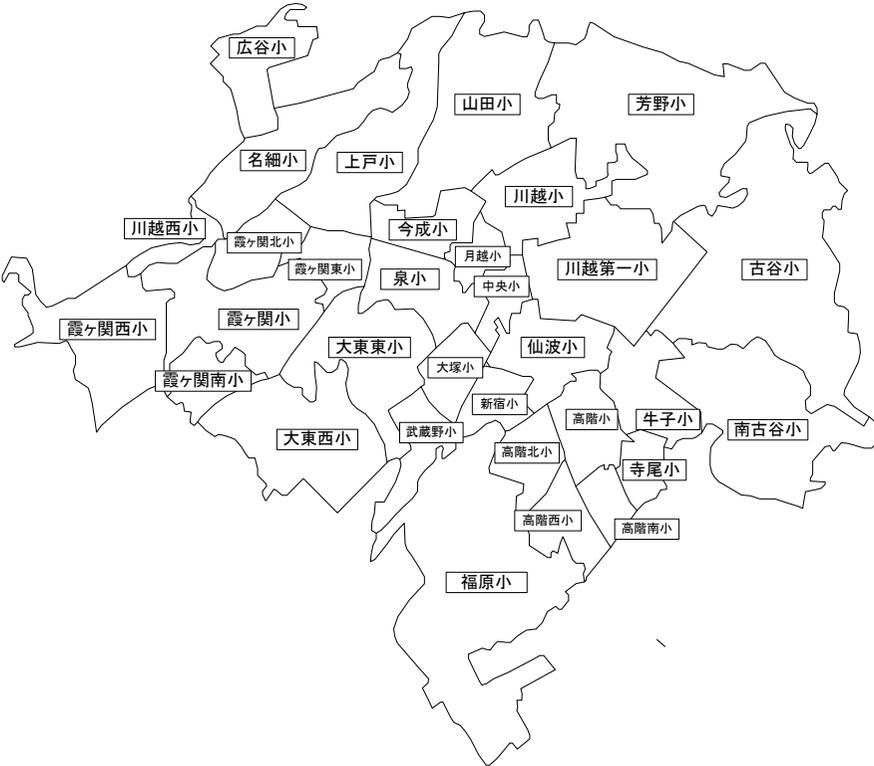
今回のように比較的近い将来の人口を推計する場合、特殊な人口変動は、例えばニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入のように、転出入を要因とするものにほぼ限られる（死亡率や出生率は短期間に大きくは変動しない）。従って、将来値を任意に仮定するのは純移動要因だけとなる。

（出典：厚生労働省資料）

※今後、国等で人口推計のワークシートが配布された場合、数値が変更される場合があります。

4 川越市において想定される教育・保育提供区域

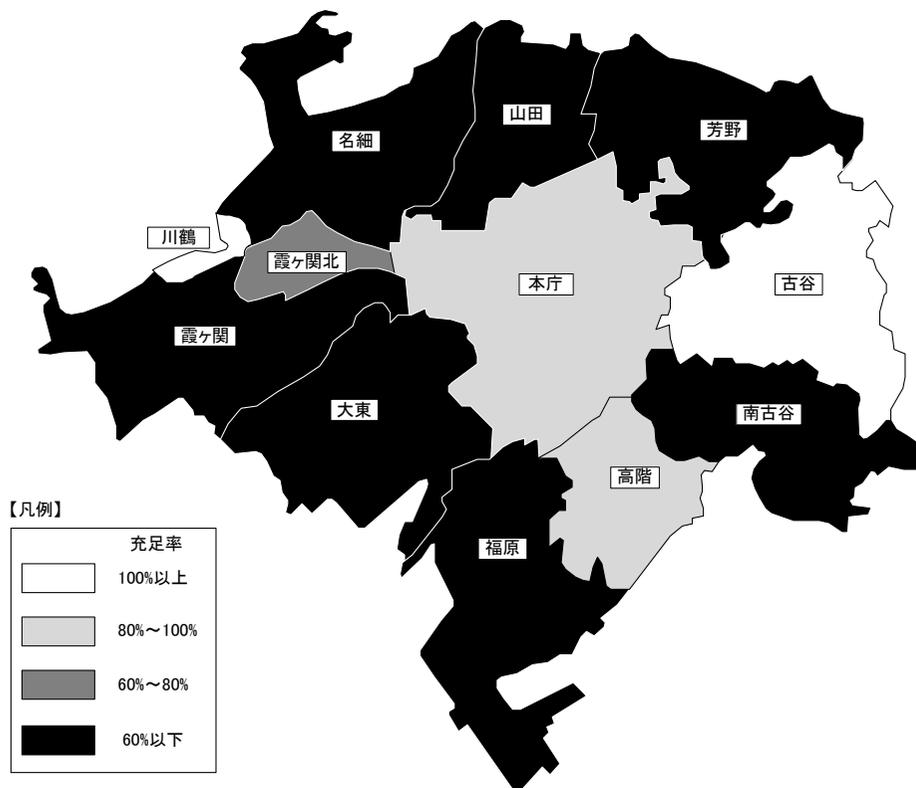
区域	①行政区	②自治会連合会支会
地図		
概要	<p>本庁地区と地方自治法第155条に根拠を置く出張所の所管区域（平成26年度からの市民センター構想と合わせた形）。行政の計画は行政区を基本としているものが多い。</p> <p>【この単位で管理している事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出張所、公民館、保育所整備計画など 	<p>自治会連合会支会を単位とした区域。</p> <p>【この単位で管理している事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会、民生・児童委員協議会、保健推進員、地区社協など
	区域数	12区域
平均 未就学児童数	1,530人 (192人～4,954人)	834人 (192人～2,544人)

区域	③小学校区	④中学校区
地図		
概要	<p>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、市の教育委員会が指定する学校の通学区域。地形や通学経路等を考慮して区域が定められている。</p>	
	<p>【この単位で管理している事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校 ●学童保育など 	<p>【この単位で管理している事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中学校 ●地域子育て支援拠点など
区域数	32区域	22区域
平均未就学児童数	574人 (198人～1,074人)	834人 (330人～1,310人)

4-① 行政区の未就学児童数、教育・保育充足率等

充足率（保育施設等定員数÷未就学児童数）は、古谷地区、川鶴地区で100%を超えている他は、全て未就学児童数以下の定員となっています。特に、南古谷地区では、未就学児童数に比べ保育施設の定員は市内で最も低い15.2%となっています。

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
本庁	84.1%	4,954	4,167	14箇所 1,126人	12箇所 2,505人	7箇所 116人	11箇所 420人
芳野	47.6%	368	175	1箇所 70人	1箇所 105人	—	—
古谷	100.6%	517	520	4箇所 240人	1箇所 280人	—	—
南古谷	15.2%	1,660	252	2箇所 160人	—	2箇所 31人	2箇所 61人
高階	91.1%	2,544	2,317	5箇所 490人	6箇所 1,720人	4箇所 73人	2箇所 34人
福原	46.4%	1,111	515	1箇所 60人	2箇所 455人	—	—
大東	42.9%	1,935	831	4箇所 350人	2箇所 400人	3箇所 25人	2箇所 56人
霞ヶ関	59.1%	1,981	1,170	4箇所 290人	4箇所 880人	—	—
霞ヶ関北	74.0%	523	387	1箇所 90人	1箇所 240人	2箇所 38人	1箇所 19人
川鶴	104.2%	192	200	1箇所 60人	1箇所 140人	—	—
名細	46.0%	1,807	832	4箇所 285人	1箇所 360人	3箇所 47人	1箇所 140人
山田	55.6%	764	425	—	1箇所 385人	—	1箇所 40人
合計	64.2%	18,356	11,791	41箇所 3,221人	32箇所 7,470人	21箇所 330人	20箇所 770人



人数、箇所数の算出（4-① ~ 4-④ 共通）

未就学児童数・・・H25. 12月現在

幼稚園・・・H25. 5月現在

保育園、家庭保育室、その他施設・・・H25. 4月現在

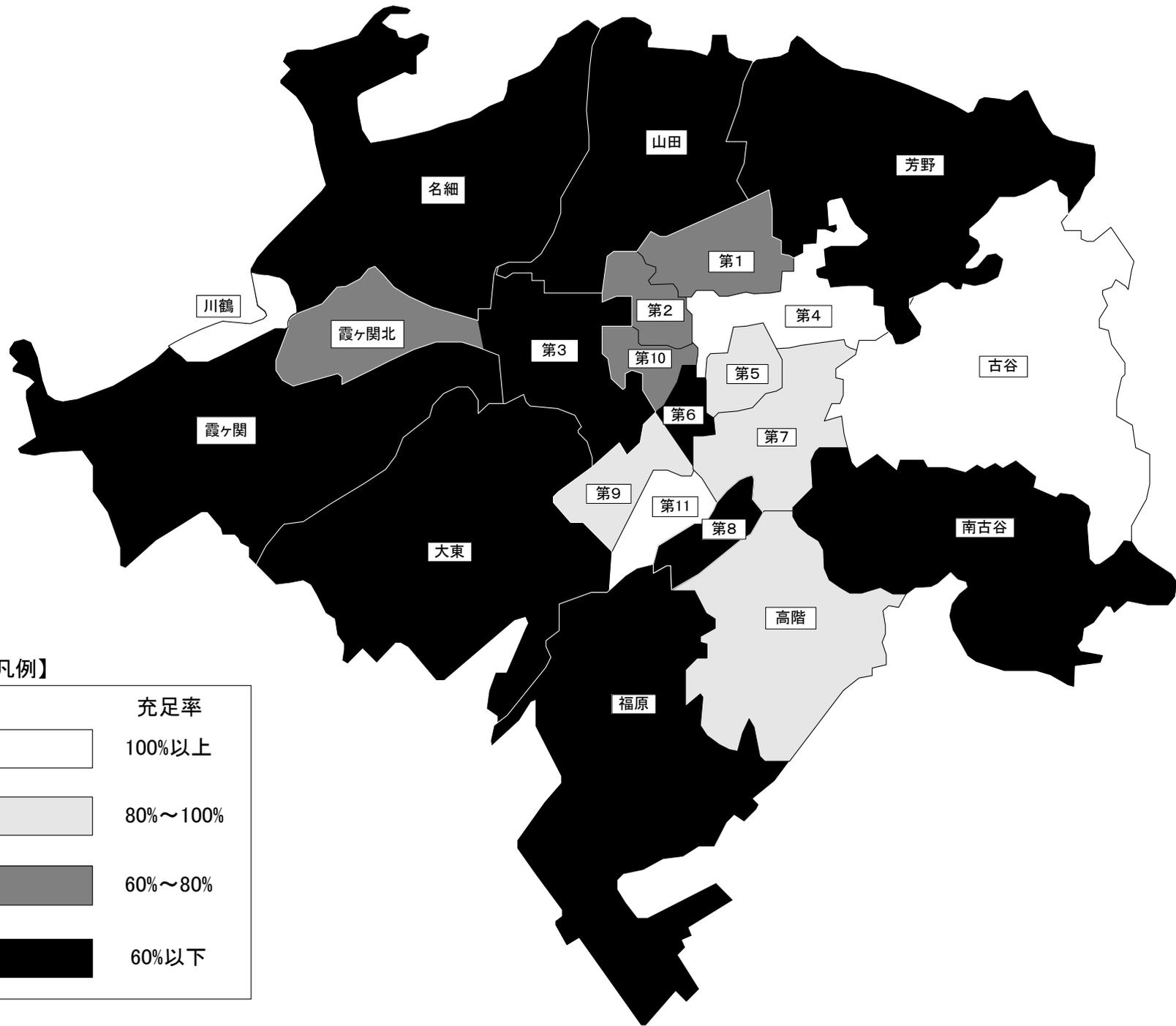
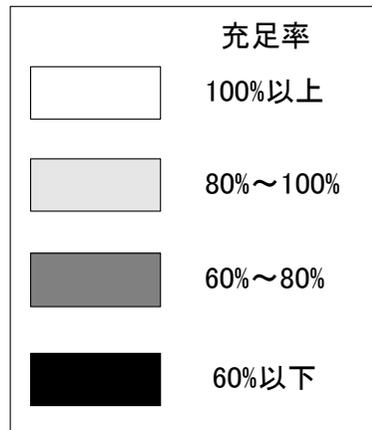
4-② 自治会連合会支会の未就学児童数、教育・保育充足率等

充足率（保育施設等定員数÷未就学児童数）は、本庁第4、本庁第11、古谷地区、川鶴地区で100%を超えている他は、全て未就学児童数以下の定員となっています。特に、南古谷地区では、未就学児童数に比べ保育施設の定員は市内で最も低い15.2%となっています。

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
本-1	62.3%	448	279	1箇所 120人	1箇所 140人	1箇所 19人	—
本-2	78.5%	340	267	—	1箇所 245人	—	1箇所 22人
本-3	56.0%	815	456	4箇所 290人	1箇所 160人	1箇所 6人	—
本-4	250.0%	264	660	2箇所 120人	3箇所 540人	—	—
本-5	84.6%	331	280	1箇所 90人	1箇所 175人	—	1箇所 15人
本-6	33.6%	226	76	1箇所 16人	—	1箇所 20人	1箇所 40人
本-7	98.4%	553	544	2箇所 150人	1箇所 175人	1箇所 14人	2箇所 205人
本-8	34.2%	462	158	1箇所 120人	—	—	1箇所 38人
本-9	94.9%	583	553	1箇所 100人	1箇所 400人	1箇所 17人	2箇所 36人
本-10	72.9%	343	250	—	1箇所 210人	2箇所 40人	—
本-11	109.3%	589	644	1箇所 120人	2箇所 460人	—	3箇所 64人

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
芳野	47.6%	368	175	1箇所 70人	1箇所 105人	—	—
古谷	100.6%	517	520	4箇所 240人	1箇所 280人	—	—
南古谷	15.2%	1,660	252	2箇所 160人	—	2箇所 31人	2箇所 61人
高階	91.1%	2,544	2,317	5箇所 490人	6箇所 1,720人	4箇所 73人	2箇所 34人
福原	46.4%	1,111	515	1箇所 60人	2箇所 455人	—	—
大東	42.9%	1,935	831	4箇所 350人	2箇所 400人	3箇所 25人	2箇所 56人
霞ヶ関	59.1%	1,981	1,170	4箇所 290人	4箇所 880人	—	—
霞ヶ関北	74.0%	523	387	1箇所 90人	1箇所 240人	2箇所 38人	1箇所 19人
川鶴	104.2%	192	200	1箇所 60人	1箇所 140人	—	—
名細	46.0%	1,807	832	4箇所 285人	1箇所 360人	3箇所 47人	1箇所 140人
山田	55.6%	764	425	—	1箇所 385人	—	1箇所 40人
合計	64.2%	18,356	11,791	41箇所 3,221人	32箇所 7,470人	21箇所 330人	20箇所 770人

【凡例】

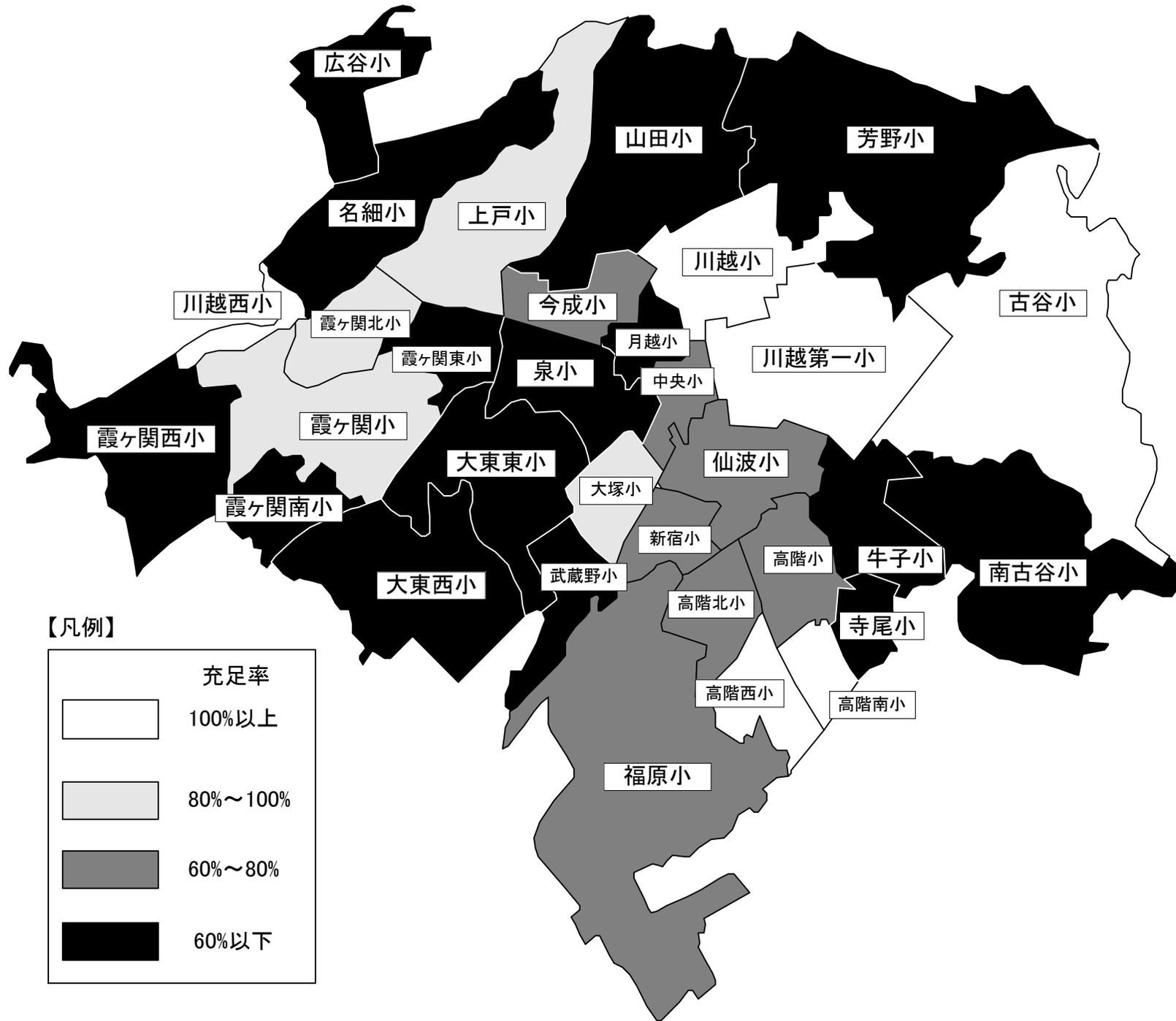


4-③ 小学校区の未就学児童数、教育・保育充足率等

充足率（保育施設定員数÷未就学児童数）は、川越第1小、川越小、古谷小、高階南小、高階西小、川越西小地区で100%を超えている他は、全て未就学児童数以下の定員となっています。特に、広谷地区のように保育施設がない地区もあります。

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
川越第一小	152.4%	679	1,035	3箇所 210人	3箇所 665人	—	2箇所 160人
川越小	136.9%	547	749	1箇所 120人	4箇所 610人	1箇所 19人	—
中央小	65.0%	474	308	1箇所 16人	1箇所 210人	1箇所 20人	2箇所 62人
仙波小	66.8%	957	639	3箇所 270人	1箇所 140人	3箇所 51人	6箇所 178人
武蔵野小	15.0%	601	90	1箇所 90人	—	—	—
新宿小	70.4%	653	460	1箇所 120人	1箇所 320人	—	1箇所 20人
大塚小	98.6%	507	500	1箇所 100人	1箇所 400人	—	—
泉小	25.8%	565	146	2箇所 140人	—	1箇所 6人	—
月越小	6.9%	289	20	—	—	1箇所 20人	—
今成小	79.7%	389	310	2箇所 150人	1箇所 160人	—	—
芳野小	47.4%	369	175	1箇所 70人	1箇所 105人	—	—
古谷小	100.4%	518	520	4箇所 240人	1箇所 280人	—	—
南古谷小	15.1%	1074	162	1箇所 70人	—	2箇所 31人	2箇所 61人
牛子小	15.2%	591	90	1箇所 90人	—	—	—
高階小	70.8%	709	502	1箇所 100人	1箇所 315人	4箇所 73人	1箇所 14人
高階南小	160.3%	499	800	1箇所 90人	2箇所 710人	—	—

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
高階北小	64.5%	550	355	2箇所 180人	1箇所 175人	—	—
高階西小	111.6%	484	540	—	2箇所 520人	—	1箇所 20人
寺尾小	29.0%	414	120	1箇所 120人	—	—	—
福原小	61.3%	840	515	1箇所 60人	2箇所 455人	—	—
大東東小	57.0%	710	405	1箇所 90人	1箇所 240人	2箇所 19人	2箇所 56人
大東西小	50.5%	666	336	2箇所 170人	1箇所 160人	1箇所 6人	—
霞ヶ関小	81.3%	916	745	2箇所 120人	2箇所 625人	—	—
霞ヶ関南小	42.3%	213	90	1箇所 90人	—	—	—
霞ヶ関北小	80.3%	411	330	1箇所 90人	1箇所 240人	—	—
霞ヶ関東小	20.8%	274	57	—	—	2箇所 38人	1箇所 19人
霞ヶ関西小	48.4%	692	335	1箇所 80人	2箇所 255人	—	—
川越西小	101.0%	198	200	1箇所 60人	1箇所 140人	—	—
名細小	28.9%	768	222	3箇所 195人	—	2箇所 27人	—
上戸小	96.4%	633	610	1箇所 90人	1箇所 360人	1箇所 20人	1箇所 140人
広谷小	0.0%	401	0	—	—	—	—
山田小	55.6%	765	425	—	1箇所 385人	—	1箇所 40人
合計	64.2%	18,356	11,791	41箇所 3,221人	32箇所 7,470人	21箇所 330人	20箇所 770人

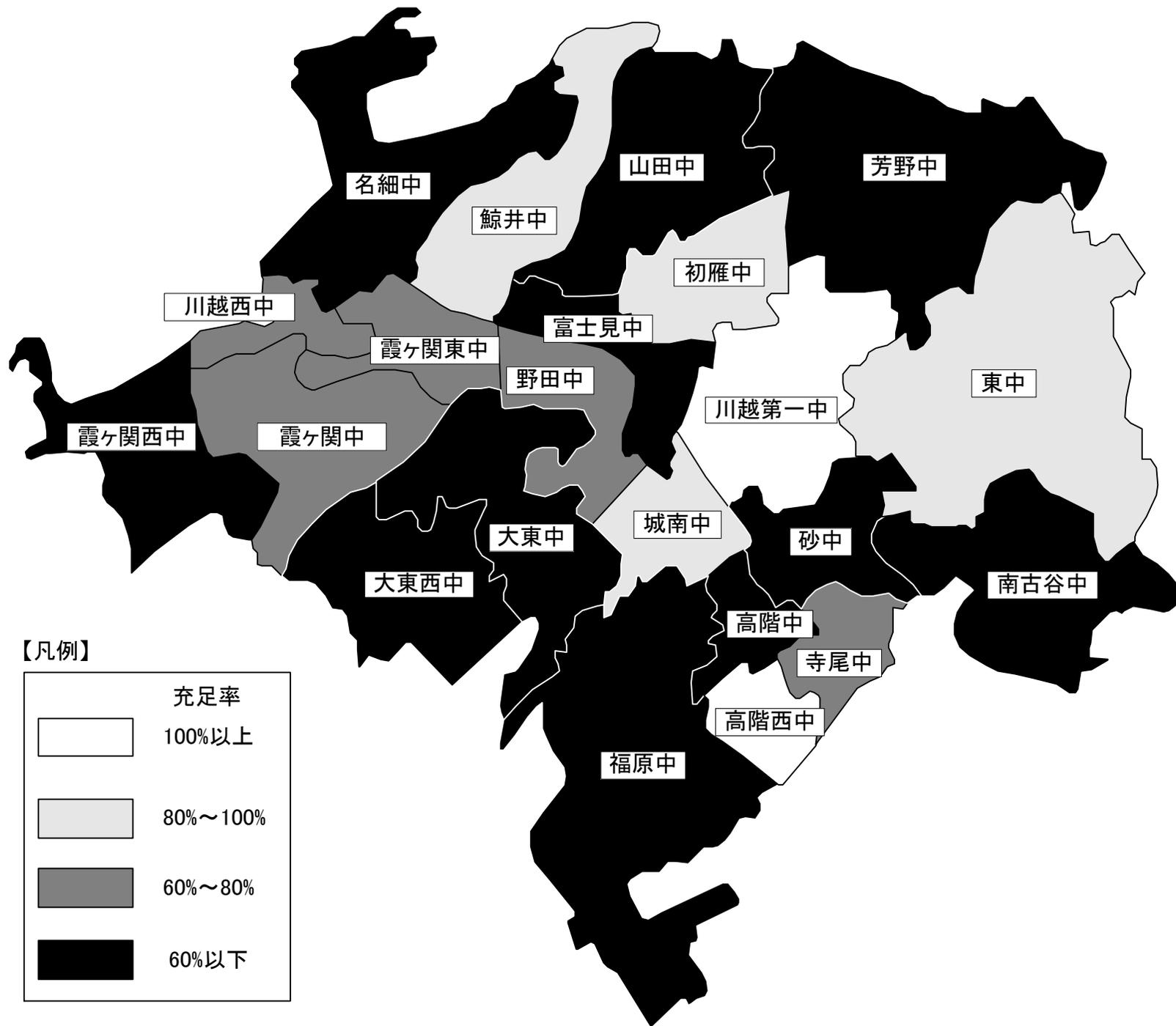


4-④ 中学校区の未就学児童数、教育・保育充足率等

充足率（保育施設等定員数÷未就学児童数）は、川越第一中、高階西中地区で100%を超えている他は、全て未就学児童数以下の定員となっており、南古谷地区のように保育施設がない地区もあります。

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
川越第一中	102.8%	1,299	1,335	6箇所 376人	3箇所 665人	2箇所 34人	4箇所 260人
初雁中	96.3%	944	909	1箇所 120人	5箇所 770人	1箇所 19人	—
富士見中	54.3%	777	422	2箇所 150人	1箇所 210人	2箇所 40人	1箇所 22人
野田中	71.4%	681	486	3箇所 240人	1箇所 240人	1箇所 6人	—
城南中	95.8%	1,310	1,255	2箇所 240人	3箇所 860人	1箇所 17人	6箇所 138人
芳野中	47.4%	369	175	1箇所 70人	1箇所 105人	—	—
東中	85.6%	797	682	5箇所 310人	1箇所 280人	2箇所 31人	2箇所 61人
南古谷中	0.0%	1,023	0	—	—	—	—
高階中	58.2%	725	422	2箇所 180人	1箇所 175人	3箇所 53人	1箇所 14人
高階西中	166.0%	536	890	—	3箇所 870人	—	1箇所 20人
寺尾中	62.3%	915	570	2箇所 210人	1箇所 360人	—	—

地区名	充足率	未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳			
				保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設
砂中	57.5%	913	525	2箇所 190人	1箇所 315人	1箇所 20人	—
福原中	55.7%	925	515	1箇所 60人	2箇所 455人	—	—
大東中	21.2%	1,203	255	2箇所 180人	—	2箇所 19人	2箇所 56人
大東西中	50.5%	666	336	2箇所 170人	1箇所 160人	1箇所 6人	—
霞ヶ関中	70.4%	1,058	745	2箇所 120人	2箇所 625人	—	—
霞ヶ関東中	70.1%	552	387	1箇所 90人	1箇所 240人	2箇所 38人	1箇所 19人
霞ヶ関西中	55.8%	762	425	2箇所 170人	2箇所 255人	—	—
川越西中	60.6%	330	200	1箇所 60人	1箇所 140人	—	—
名細中	18.9%	1,174	222	3箇所 195人	—	2箇所 27人	—
鯨井中	96.5%	632	610	1箇所 90人	1箇所 360人	1箇所 20人	1箇所 140人
山田中	55.6%	765	425	—	1箇所 385人	—	1箇所 40人
合計	64.2%	18,356	11,791	41箇所 3,221人	32箇所 7,470人	21箇所 330人	20箇所 770人



区域割りの方向性

区域の割り方	メリット	デメリット
分割する区域数が多い（1区域の面積が狭い）	<p>【利便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において需給バランスを取る必要があるため、狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、利用者にとって利便性が高まる。 ○ 区域面積が狭いことから、自宅から施設までの距離が短く、移動が容易。 	<p>【硬直性】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 区域内において発生した一過性の需要の増減等に対して、区域内では柔軟に対応できない可能性がある。 × 区域内において需給バランスが取れるように施設整備をしても、区域を超えた利用者も多くいるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。 × 結果として必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。 × 施設運営が狭い区域の児童数に左右され、不安定になりやすい。
分割する区域数が少ない（1区域の面積が広い）	<p>【柔軟性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域の利用を見込み、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となる。 ○ 区域外の利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。 ○ 区域面積が広いため、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な整備が図れる。 ○ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい。 ○ 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるので安定しやすい。 	<p>【不便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 区域面積が広いため、自宅から施設までの距離が遠くなる等、利用者にとって利便性が十分とはいえないケースが発生する可能性がある。 × 区域面積が広いため、区域内に複数の施設をバランスよく配置しないと「容易に移動することが可能」でない状況が生じてしまう。

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は子育てを行っている家庭等を対象とした市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、対象事業の範囲は法定とされています。

NO	事業名	事業概要	メリット、課題等		区域（案）
			細かく設定	大きくくりで設定	
1	利用者支援	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業。 			新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討
2	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業。 地域機能強化型では、利用者支援・地域支援機能を付加し、機能強化を図る。 一般型 : 週3日以上、1日5時間以上の開設 地域機能強化型 : 週5日以上、1日5時間以上の開設 連携型 : 週3日以上、1日3時間以上の開設 		必ずしも区域を区切って利用されてはならず、広域的な利用実態があるのではないかと。広域利用により効率化の向上、利便性の低下。	
3	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業。 			教育・保育の区域と併せて検討を行う
4	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 	居宅を訪問する事業の性質上、区域を細分化する必要あるか。		市全域が望ましいのではないかと
5	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	<p><養育支援訪問事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業（相談支援、育児・家事援助など）。 <p><要保護児童等の支援に資する事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワー 	事業の性質上、区域を細分化する必要あるか。		市全域が望ましいのではないかと

		<p>ク)の機能強化を図るため、以下の取組みに対する支援を実施する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組み ▶ ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組み 			
6	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)。 ・ 平成21年度から行われている病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う事業(病児・緊急対応強化事業)。 	<p>市で本部を1カ所設置しているため、区域を細分化する必要があるか。</p>		<p>市全域が望ましいのではないか</p>
7	子育て短期支援事業	<p><短期入所生活援助(ショートステイ)事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業(原則として7日以内)。 <p><夜間養護等(トワイライトステイ)事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が仕事・その他の理由によって平日の夜間、または休日に不在となり、児童の養育が困難となった緊急の場合に、児童養護施設や、保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業(宿泊可)。 	<p>実施状況や事業の性質上、区域を細分化する必要があるか。</p>		<p>市全域が望ましいのではないか</p>
8	延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。 			<p>教育・保育の区域と併せて検討を行う</p>
9	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。 ・ 保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等にお 		<p>事業の性質や保護者の就業形態等、広域的な利用について検討を要する。</p>	

		いて看護師等が緊急的な対応等を行う事業。			
1 0	放課後児童クラブ	・ 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後児童館・学校の余裕教室・公民館などの、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。	児童が小学校や自宅に近い場所での利用が可能	広範囲での移動手段等の検討	
1 1	妊婦健診	・ 母子健康法に基づき、市町村が実施主体となり、妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業。	実施状況や事業の性質上、区域を細分化する必要あるか。		市全域が望ましいのではないか
1 2	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・ 支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で助成を行う事業。			新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討
1 3	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・ 給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、または運営を促進するための事業。			新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討